

令和2年度第1回宮城県障害者施策推進協議会 議事要旨

1 日時

令和2年7月14日（火）13時30分から15時30分まで

2 場所

TKPガーデンシティ仙台21階 ホール21C

3 出席者

(1) 委員

別紙「出席者名簿」のとおり（13名出席）

4 議事要旨

(1) 開会

(事務局・八鍬副参事)

- それでは、定刻となりましたので、ただ今から「令和2年度第1回宮城県障害者施策推進協議会」を開催いたします。
- 開会に当たりまして、宮城県保健福祉部長の伊藤より、一言御挨拶申し上げます。

(伊藤保健福祉部長あいさつ)

- 宮城県保健福祉部部長の伊藤でございます。
- 本日は、大変お忙しい中、本協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様方には、本県の障害福祉行政の推進につきまして、日頃から格別の御指導、御協力を賜り、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。
- さて、本日の議題でございますが、お手元の次第にありますとおり、「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）に関する大綱」及び「手話言語条例（仮称）に関する大綱」について御審議いただくこととしております。
- まず、「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）に関する大綱」につきましては、昨年度、障害当事者の方々や民間事業者、学識経験者らを構成員とする条例検討会を開催し、様々な御意見をいただきました。
- 本日の協議会では、この検討会でいただいた御意見を尊重し、条例の素案を「大綱」としてまとめましたので、その内容について御審議いただくものです。
- また、「手話言語条例（仮称）に関する大綱」につきましては、3月に開催したこの協議会の場で御審議いただいた骨子（案）を踏まえ、条例の素案を「大綱」としてまとめましたので、その内容について御審議いただくものです。

- この他、報告事項として、「宮城県障害福祉計画」の進捗状況等について、御報告させていただきます。
- 委員の皆様におかれましては、どうぞ忌憚のない御意見をお願いいたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。
- 本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局・八鍬副参事)

- ここで、人事異動等の関係から、新たに就任いただきました委員を御紹介させていただきます。宮城障害者職業センター所長の馬場 正充（ばば まさみち）様です。
- また、本日所用のため欠席しておりますが、宮城労働局職業安定部職業対策課長の森 洋一（もり よういち）様にも委員をお願いしております。
- どうぞよろしくお願いいたします。
- 本日は委員の方々の半数以上の出席をいただいておりますので、障害者施策推進協議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立いたしますことを御報告いたします。
- それでは、以後の議事進行は阿部会長にお願いいたします。阿部会長よろしくお願いいたします。

(阿部会長)

- 会長を務めさせていただいております阿部でございます。
- 本日は大変お忙しい中、本協議会に御出席いただきまして、私からも改めてお礼申し上げます。
- 今回は、次第のとおり、「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）に関する大綱」と、「手話言語条例（仮称）に関する大綱」について審議することとなっております。
- また、報告事項として2点、「宮城県障害福祉計画の進捗状況」についてと、国の指針である「『障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針』の改正」について報告いただくこととなっております。
- 皆様には、可能な限り、多くの御意見をいただきたいと思っておりますので、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- それでは、事務局から議事の「(1) 障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）に関する大綱」について説明をお願いします。

(2) 議事

(1) 「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）に関する大綱について」

①事務局説明

(事務局・大森課長)

- 障害福祉課長の大森でございます。よろしくお願いいたします。
- 説明の前に、若干、振り返りになりますが、「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）」の制定に向けては、障害当事者の方々や民間事業者、学識経験者を構成員とする検討会を昨年8月から今年1月まで計6回開催し、様々な御意見をいただいたところです。
- そして、この検討会での意見聴取や意見交換の状況をまとめた「報告書」について、今年3月に開催いたしました協議会の場で、御審議いただいたところです。
- 本日は、条例の素案を「大綱」としてまとめましたので、その内容と今後のスケジュールについて御説明させていただきます。
- それでは、議事の（1）「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）」に関する大綱について、資料2に基づき、御説明させていただきます。
- 資料2「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例に関する大綱」を御覧ください。
- まず、本条例には前文を設けております。1段落目で条例制定の趣旨、2段落目と3段落目で現状認識、4段落目で東日本大震災時の困難な状況、5段落目と6段落目で差別をなくし全ての県民が共に安心して暮らせる環境をつくっていく決意等を述べる、という構成としております。
- 続いて、第一章 総則 から、この条例の本文となりますが、まず、「1 目的」として、1枚おめくりいただき、2行目ですが、「障害を理由とする差別の解消を図り、もって県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、共生する社会の実現に寄与すること」を規定しております。
- 次に、「2 定義」ですが、①障害のある人、②事業者、③社会的障壁、④障害の社会モデル、⑤合理的配慮について定義をしております。
- 合理的配慮については、「障害のある人から社会的除去が必要である旨の意思表示があり、双方が建設的な対話の上、実施に伴う負担が過重でないときに、社会的障壁の除去の実施についてなされる必要かつ合理的な配慮」と定義しております。
- 次に、「3 基本理念」ですが、まず、①には個人の尊重、それから1枚おめくりいただき、②に活動機会の確保、③に意思疎通や情報取得手段の確保、④に性別や年齢等の複合的困難に応じた適切な配慮、⑤に障害の社会モデルの理解を規定しております。
- 次に、「4 県の責務」として、関連する必要な施策を策定・実施すること、それに当たっては関係機関と協力・連携して取り組むことを規定しております。
- 次に、「5 県民及び事業者の責務」としては、県の施策に協力するよう努めることとしております。
- 条例の検討会では、「障害当事者の役割」として、「障害のある人が、社会的障壁の除去について、必要な支援を可能な範囲で伝えることにより、理解を得られるよ

う努める旨を規定すべきか」について、様々な御意見をいただいたところですが、広く「県民の役割」で読み込める内容であるということをございまして、別途規定は設けないこととしております。

- また、6で、財政上の措置を規定しております。
- 続きまして、「第二章 差別を理由とする差別の解消の推進に関する施策」ですが、「7 障害を理由とする差別の禁止」として、1枚おめくりいただきまして1行目、不当な差別的取扱いの禁止と、合理的配慮の提供義務を規定しております。
- 不当な差別的取扱いの禁止では、「何人も、障害のある人及びその家族その他の関係者に対して、障害を理由とする不当な差別的取扱いにより、権利利益を侵害してはならない」とし、差別解消法で規定されていない「県民」を差別禁止の主体に、また、「障害者の家族や関係者」を差別禁止の対象に加えております。
- なお、「不当な差別的取扱い」については、検討会において様々な御意見をいただいたところですが、「差別の具体例」については条例そのものではなく、別途定めるガイドラインに規定することとし、条例では包括的に規定しております。
- 2つ目の○、事業者の合理的の配慮については、これも検討会において様々な御意見をいただいたところですが、法的義務として規定しております。
- 障害者差別解消法では、事業者の合理的配慮は、努力義務とされており、法施行後3年経過した現在、内閣府の障害者政策委員会において、その内容の見直しが検討されており、そこでは義務化の議論もなされております。
- なお、国の基本方針では、地方自治体において、法律より対象者や内容を広げた条例の制定を認めており、既に制定している都道府県条例では半数以上が義務化としております。
- こうした状況に加え、合理的配慮は、「意思の表明」や「事業者の負担が過重でないこと」などの要件が具備された場合に適用されるものであり、さらに本県の条例大綱においては、建設的な対話の上で、必要な配慮を求める規定としていることを踏まえ、事業者の合理的配慮の提供につきましては、義務化といたしました。
- 今後、事業者団体ヒアリング等の際に、ガイドラインに盛り込む予定の具体的事例を示しながら、事業者等の理解促進に努めていきたいと考えております。
- 3つ目の○、県民につきましては、県又は事業者から合理的配慮に関し協力を求められた場合に、これに応じるよう努めることを規定しております。
- 次に、「8 特定相談」として、県は相談体制を整備することを規定するとともに、
- 「9 特定相談の委託」では、相談業務を委託することができる旨を規定しております。
- 次に、「10 助言又はあっせんの申立て」として、事業者による不当な差別的取扱いや合理的配慮に関し、相談で解決しない場合、県に対し助言又はあっせんの

求めができることとしております。

- 1枚おめくりいただき、「11 事実の調査」として、申立てがあったとき、県は事実の調査を行うものとしており、
- 次に、「12 助言又はあっせん」として、調査の結果に基づき、必要に応じて当事者に助言を行ったり、調整委員会にあっせんを行うよう求めることを規定しております。
- 1枚おめくりいただき、「13 勧告」として、正当な理由がないあっせん案の拒否や調整委員会の要求拒否に対し、県が勧告できることを規定しており、
- 「14 事実の公表」として、正当な理由がない勧告拒否についての公表について規定しております。
- 「15 宮城県障害のある人の相談に関する調整委員会」として、あっせん等を行う調整委員会については、10人以内の委員で組織することとし、障害に関する様々な立場の方で構成することとしております。
- 1枚おめくりいただき、「16 市町村条例との関係」ということで、助言又はあっせんについて、すでに市町村で同様の手続を行っているものについては、県では受け付けないこととする調整規定を置いております。
- 次に、「第三章 共生条例の実現に向けた施策」として、「17 啓発活動」、「18 教育の推進」、「19 交流の推進」、「20 情報保障の推進」について施策を展開することを規定しております。
- 1枚おめくりいただき、「第四章 雑則」として、条例の施行に関する「21 規則への委任」と（特定相談と調整委員会の）守秘義務違反への「22 罰則」を規定しております。
- そして、条例の附則として、「1 施行期日」は令和3年4月1日としております。
- ただし、あっせん関連の規定は、委員の選任などの諸手続が必要であることから、令和3年7月1日から施行することとします。
- また、「3 検討」として、条例施行後3年を目処に条例内容を検討し、必要な措置を講ずることを規定しております。
- 続きまして、今後のスケジュールについて御説明いたします。
- A3版の資料1「障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（仮称）及び手話言語条例（仮称）の概要」を御覧ください。
- 資料1の左側下にあります「2 今後のスケジュール」に基づいて御説明させていただきます。
- このスケジュールは、次の議題である宮城県手話言語条例（仮称）と共通のスケジュールとなります。
- 本日、この協議会で条例の大綱を御審議いただきまして、その後、障害者・事業

者関係団体へのヒアリングを実施したいと考えております。

- 9月上旬に、この協議会において、団体ヒアリングの結果を踏まえた条例の中間案を御審議いただき、
- 9月上旬以降には、条例の中間案についてパブリックコメントを実施したいと考えております。
- なお、パブリックコメントの実施期間中に、各団体からヒアリングの要望があれば、個別に対応したいと考えております。
- そして、11月中旬に、パブリックコメントの結果を踏まえた最終案を、この協議会で御審議いただき、2月県議会に条例案を上程したいと考えております。
- この件については、以上です。

②質疑応答

(阿部会長)

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、条例に前文を設けたとのことでした。
- 不当な差別的取扱いの禁止については、差別禁止の主体を「何人も」と規定し、県民も禁止の主体に加え、また、「障害者の家族や関係者」を差別禁止の対象に加えるとのことでした。
- また、「不当な差別的取扱い」の具体例は条例には記載せず、別途定めるガイドラインに規定するとのことでした。
- 事業者の合理的配慮の提供については、義務化し、県民については、県や事業者から協力を求められた場合に、応じるよう努めることを規定するとのことでした。
- 今後のスケジュールについては、団体ヒアリングを実施し、必要な修正を行ったものを中間案とし、その中間案をこの協議会でふたたび審議した後、パブリックコメントを実施して最終案づくりを行うとのことでした。
- ただいまの事務局の説明に対して御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。
- なお、御発言の際には、マイクをお持ちいたしますので、マイクを御使用の上、御発言ください。

(佐藤委員)

- ご説明ありがとうございます。法よりも進んでいる部分についてはとても良いと評価しております。また、幾つか疑問に思うところがあります。
- 4ページの、規定の仕方ですけれども、「8 特定相談」・「9 特定相談の委託」の部分、この特定相談という条文はいかななものか、というふうなちょっと何か私としては違和感があります。
- それから同じ4ページの最後ですね、同一の提案についてというところ、一事不

再理というようなことをおっしゃっていると思うのですがけれども、これが条文化されている条例もあるのでありますが、たまたま求めてきたとすればそれは解決できていないという意味なので、解決できていないことをここに持ってきてもできないのだから仕方がないと言われればそうですけれども、どうして解決できないのか、そこで本当に門前払いしていいのかどうかというのは、結構大きな問題かなと私としては思います。

- それからその次のページの時効ですね3年、時間が経てば何があったかということ自体不明確になるので、解決自体困難になるとは思いますが、こんなに明確に3年と時効を設ける必要があるのかどうかという意味では私はその必要がないのではないかと思います。
- 何かあった時に、それについて助言あっせんとか相談に行くまででもものすごく多分ハードルが高いわけですから、もしかしたら3年掛かってようやく辿り着くという方もいらっしゃるかもしれない。そういう方を最初から排除することはないのではないかとというのが私の考えです。
- 今、旧優生保護法の裁判をやっていますけれども、そこでも除斥期間や時効が大変大きな問題になってはいますが、ごく少数者の権利、弱い立場の人の権利を守ろうという時にわざわざ時効を規定することはないのではないかと私は考えます。
- あともう1点は前にも申し上げたと思うのですが、これだけ自然災害が多いので、やっぱり災害時について一応明文化しておいたほうがいいのではないかと思います。特に情報保障も大きい問題になりますし、或いは、避難する時の避難所における差別の禁止や合理的配慮についても、これだけ災害が多かったら明文化した方がいいのではないかとというのが私の考えです。
- ちょっと色々まとめて言ってすみませんけれどもよろしく申し上げます。

(阿部会長)

- はい、ありがとうございました。
- くどくどと繰り返しますが、4ページの8の特定相談という表記についてでしょうか、用語の使い方に違和感があるという点。
- それから2点目が、同じく4ページ10の一番下の②、その4行上に、申立てをすることができないケースとして、同一事案についてという一事不再理というのですか、これは必要ないのではないかとということ。
- それから5ページの一行目の③ですね。3年を経過したという時に申立てをすることができないという時効規定ですか、これの必要性はないのではないかと。
- それからもう1点が、災害時の状況を想定しての条例の条項も必要なのではないかと4点ですかね。
- 4点ご質問やご提案いただきました。事務局の方で今答えられるものあったらよろしく申し上げます。

(事務局・大森課長)

- 4点ほどご指摘をいただいた点で、なかなか今すぐに明快な答えができないので、今後も含めて検討させていただければと思っております。
- 特定相談という表記につきましてはこの相談体制を整備すること自体が、法の14条に規定されていますので、その機能を条例大綱の中でしっかり書き込むことというところを最優先にしておったところでございます。
- 表記につきましては、これまで条例制定をしている他都道府県の事例も大分ございますので、そういったものを参考にしながら表現などは使わせていただいております。この特定相談という表現もそういった事例を参考にしながら使ったところでございます。
- 違和感というところについてですね、どのように対応したらいいか、中でももう少し検討させていただきたいというふうに考えております。
- 続きまして、「10 助言又はあっせんの申立て」の対象外とする同一事案の話と、時効の3年につきましても、こちらも基本的には他の都道府県の事例などを参考にしながら、あっせん事案というものの整理をさせていただいているところでございます。
- 一事不再理のお話でしたが、やはり一度申立てがあって調整委員会を経て最終的な判断をいったんしたものについて、また再度、全く同様なものが出てきた場合どうするかというところから除外規定に入れているところでございます。
- 基本的にはこういう形で規定していいのではないかなとは思っておりますが、なお、内部で検討はさせていただきたいというふうに考えているところでございます。
- 時効に関しましても、先ほど佐藤委員からもお話ありましたが、あまり時間が経過すると事実関係が明らかではなくなってくる、ということと、障害者の権利利益といった部分にどう配慮するかということかと思いますので、他県の例だけでなく考え方も少し整理をした上で、いずれ次の中間案の際に考え方をしっかりお示しさせていただければなというふうに考えているところでございます。
- あと最後ですね、自然災害の規定については前から御指摘いただいている話だと伺っております。ただ県の考え方としては、別途誰もが住みよい福祉のまちづくり条例という条例を規定していて、災害時の対応についての規定をその中で盛り込んでいるところがございますので、改めてこちらの共生づくり条例の中にも盛り込むと重複感が出るかなというところで、現在の案では規定していないというところでございます。
- なお、前文の方には、それ以外全般ということではないですが、東日本大震災時に困難を抱えられたという状況については、そういったことがあったという旨はその中に盛り込ませていただいたというところでございます。
私の方から以上でございます。

(阿部会長)

- 事務局の方で再度、この後も引き取って検討をしていただけるということでありました。佐藤委員のご意見のところ具体的に理由を示されて、それぞれご提案いただいたのですが、特定相談のところだけ違和感ということだったので、どういう違和感なのかをお話しただいていた方が事務局の方が引き取ってご検討していただきやすいかと思います。佐藤委員よろしくをお願いします。

(佐藤委員)

- 他の委員の先生にお伺いしたいのですが、どなたも違和感がある方はいらっしゃらないですか、特定相談というふうに言われて。

(森(正)委員)

- はい、あります。この大綱見た時に私も最初にえっと思いました。といたしますのは、いくつかの他の条例を見ても検索してもなかなかこの言葉は出てこないですね。特定相談ではなく普通の相談でいいのではないかと思います。特定相談というと、相談の更に別のことを考えているのではないかなというような印象を持ちます。
- あまり他の条例に出てこない、私の検索結果ではそうなっているので、どこの条例がそうなっているか、事務局教えていただきたい。

(事務局・大森課長)

- こちらの趣旨としては相談という非常に一般的な用語をそのまま使ってしまうと、定義づけが曖昧になりますので、ここで特定相談という言葉を使わせていただいているのですが、今お話があったように逆に何かこう違和感が生じるような表現ということであれば、障害者の差別に関する相談とか、もう少しこうこなれたというか、誰もが違和感なくご理解いただけるような表現に修正する方向で検討させていただきたいと思います。

(阿部会長)

- ありがとうございます。両委員のご発言を聞いて、法第14条の規定による障害を有する云々と、もう相談に対して説明が入っているんですね。ですからこれ以上、特定相談っていう形で限定かけなくても、普通の相談とは違うっていうことがここから読み取れるのではないかっていう気が、お二人の委員の説明と事務局からご対応いただいて私も気づきました。なおご検討いただきたいと思います。
- その他にご意見、ご質問いただきたいと思います。はい、稲妻委員。

(稲妻委員)

- 稲妻と申します。
- 大綱そのものには特に、私としては、大方こんな形でよろしいのではないかと考えていました。
- 1点、4ページに、事業者の責務が書かれてございます。○の二つ目、事業者はそ

の事業を行うにあたり合理的配慮しなければならない。その合理的配慮というのが今度2ページに定義で、⑤障害のある人から云々とか書かれており、ここではこういった書きぶりになるのだろうと思いますけども、ガイドラインで、後で具体例を示すということでございましたので、経営者や従業員も、様々な方がいらっしゃると思いますので、よりわかりやすい形で、ガイドラインを策定する時に、その辺をちょっと念頭に入れて作っていただければと思います。

これはお願いでございました。以上でございます。

(阿部会長)

- ガイドライン策定時に配慮願いたいというご要望でしたが、何か今ありますでしょうか。

(事務局・大森課長)

- はい、ご意見ありがとうございます。
やはり、事業者の責務として今回義務化という規定に踏み込むということでございますので、合理的配慮というものが一体何なのかということ、それぞれの事業者の皆様にご理解いただくように、やはりガイドラインには、丁寧に、なおかつできるだけ具体的な事例で、わかっているような内容のものを作って参りたいというふうに考えております。
- またその普及啓発、周知という部分でも、またご協力いただきながら、対応させていただければなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(阿部会長)

- ではその他にご意見とかご質問いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。
はい、川村委員お願いいたします。

(川村委員)

- 川村と申します。よろしく願いいたします。
- まず3ページの、障害者の発信っていうのが県民の役割ってお話があったと思うんですけども、具体的なその差別とか誤解の事例っていうのはガイドラインに含まれるというところまでわかりました。精神障害とかはなかなか発信しづらいと思うんですね。そういった当事者への配慮っていうのはどう考えるかなあとと思います。
- 私もそうだったんですけども、不当な扱いをされていてもそれに気づかないことがあるんですね。それっていうのは、自分が悪いからこういう扱いを受けるんだっていうふうに思い込んでしまうんですね。気づかないからいいということではなくて、気づいた時にやっぱり対応していかないといけないと思うし、私の場合は、当事者活動始めて自分が受けた扱いは、差別的で不当な扱いだったんだなっていうのを知りました。
- あとですね6ページの委員の構成のところなんですけれども、「障害のある人又はその家族」っていうふうにあるんですけども、これ「又は」ではなくて「障害のあ

る人と家族」としていただければなと思っていて、障害のある人と家族っていうのはまたちょっと立場が違うと思うんですね。なのでそこを考えていただきたいなと思います。

- あともう1点、A3用紙の概要のところですけども、今後のスケジュールのところでも網掛けになっている部分の、7月中旬以降の障害者・事業者団体のヒアリングのところなんですけれども、当事者団体のヒアリングっていうのはどういったところを想定しているのかなと思いました。仙台市だと、色々な当事者団体があるかと思うんですけども、仙台市以外の当事者の方にどんな形でヒアリングをしようと思っていられるのかなあと思ったところでした。以上です。

(阿部会長)

- 3点、いただきました。
- 3点目からですが、スケジュールに関する当事者団体ヒアリング、今の時点で具体的にどのような団体を想定しているのか。具体的にお聞きになりたいということですね。
- それから2点目は、調整委員会の委員会構成メンバーのところ、これも具体的にご意見でした。「障害がある人又はその家族」といっても、それぞれ違う立場でそれぞれ違う意見を持つ立場にあると考えられるので、「又は」ではなく、「及び」なんですよ。並列の形が望ましいのではないかと。
- それから1点目は、特に精神障害の場合に、障害そのものの発信ということに、障害等を抱えられている当事者の方が、障害を抱えているということに気づきにくいという場合もあるので、その辺のところ、この書きぶりでは現状と合っていないところがあるのではないかと趣旨でよろしかったでしょうか。

(事務局・大森課長)

- ご意見ありがとうございます。
- まず団体ヒアリングについてでございます。7月下旬、もしくはちょっと8月に入るかもしれないんですが、今想定しているのは森会長の方にもご協力いただきながら、社会参加推進協議会に加盟している障害者団体の皆様にまずお声をかけしようというふうに考えているところでございます。
- また、これまでご意見をいただいている、協議会に加盟していない方であってもお声掛けをして、ご意見を伺っている団体にもお声をかけしようというふうに考えているのと、難病の会の皆様にもお声をかけをさせていただいて、お声掛けの対象としてはだいたい50団体ぐらいにはなる形で、後はご都合だったりご希望だったりということで、直接ご説明の機会があるかどうかというところがあるんですが、一定期間設けてですね、しっかりお話をさせていただいて、ご意見をいただく機会を設けていただければなというふうに考えているところでございます。
- それと、調整委員会のメンバーにつきましては、10人以内という形の規定の中で、

①から⑥に掲げるものという形にしております。障害のある人又はその家族という、「又は」だから、どちらかだけということでもないんですが、ただ障害をお持ちの方も様々な障害特性をお持ちの方もいらっしゃいますので、そういった場合に障害特性が別な方を複数呼び出した方がいいものなのか、それとも、やはりその当事者の方ご本人とその家族という形にした方がいいのか、その選択肢を今の段階では狭めないという趣旨で、「又は」としているところでございます。

- そして最後に、不当な差別的な取り扱いを受けたことに気づかない精神障害をお持ちの方、そういったケースもあるのではないかと、そういったところに対応した記載になってないのではないかとということでございます。
- 答えがずれたらまたご指摘いただければと思うんですが、2ページのところの⑤の合理的配慮のところでございますが、不当な差別的取り扱い、というか、合理的配慮に関しての、どういったものが合理的配慮になるかと言った時に、ご本人からの意思の表明があった場合ということに加えて、括弧書きで、障害のある人の家族その他の関係者が、当該障害のある人を補佐して行う意思の表明を含むというものが、この合理的配慮の場合の要件というか、その意思表示の一つとして加えておりますので、ご本人からそういった意思表示がなくとも、合理的配慮に関してはこういった部分でその補佐する周りの方が意思表示をするということをもって、合理的配慮につなげていくということは可能なかなというふうには考えているところでございます。以上でございます。

(阿部会長)

- 川村委員いかがでしょうか。

(川村委員)

- 一番最後の合理的配慮というところに、補佐する人がいて、その方がおかしいんじゃないかと訴えることができるっていうところに関してはわかったんですけども、精神障害の場合に、私が一番大変だった時代はそういう人がいたかなあっていうところで、今もいるかな、とちょっと思ってしまった、家族は家族で不当な扱いを受けているというところに気づかないっていうか、家族が自分が悪かったんじゃないかと育て方が悪かったんじゃないかとか考えてしまったり、でも昔に比べたら、医療スタッフ、ケースワーカーが病院に配置されたりするので、そういうケースワーカーとかが気づく場合とかもあるのかなあと思ったりもしたんですけども、ちょっと難しい部分もいまだにあるかなと思いました。でも、補佐する方がいるんだなっていうのはわかりました。以上です。

(阿部会長)

- なかなかここからは、川村委員がご発言されている難しいところがまだあるんじゃないかっていうところがうまく汲み取られていない、というのでしょうか。網がかかっていないところがあるのではないかと、という思いをお持ちのようですので、もう少

し後でお考えをお聞きになられて、もしも考慮の余地がまだ必要だということであればご対応お願いしたいと思います。

- それから、10人の構成メンバーということがあるので、できるだけ広くということなんですが、なるほどと思ったのは、「又は家族」だとどちらかが出てしまうと、もう、10名の中に家族が入る余地がなくなってしまうのかどうか、運用上その辺のところもご検討いただければと思います。
- はい、佐藤委員。

(佐藤委員)

- 先ほどの意思の表明が困難ないししてくれる人がいない場合なんですけど、政府の基本方針、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の中で、意思の表明が困難な障害者が、家族・介助者などを伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために、建設的対話を働きかけるなど、自主的な取り組みに努めることが望ましい、というそういう一文は入っています。これをだから条文の中にも生かしていただければ、良いんじゃないでしょうかと思うのですが。

(阿部会長)

- ものすごく趣旨を歪めてしまうかもしれませんが、ウェイティングするだけでなく、場合によってはアウトリーチするんだっていうような含みが今感じられた、そんなことでよろしいですか。そういう趣旨だそうですから、その辺のところ汲み取られるような、条文の対応が可能かどうかご検討いただきたいと思います。
- ではその他にございますでしょうか。はい、森委員お願いいたします。

(森(正)委員)

- 障害者差別に関する条例の議論っていうのは、県内では、16年前から始まっているんですね。丁寧にその資料を、私も読みました。ここ数年は、私が会長をしております宮城県障害者社会参加推進協議会でも何度か話題にして参りました。そこでですね個別的事項については、私が属している団体のヒアリングで表明したいと思うんですけども、この協議会全体にも関わるかなと思うこと、いくつかお話しをしたいと思います。
- 16年の歩みの中で、障害者団体が何を期待してきたのか。一つはですね、障害を理由とする差別というのは、重大な人権侵害なんだと、いうことはやっぱりきちんと伝えるべきだ、だからある方々は、この条例名が中途半端だというのが出てくるわけですね。とにかく人権侵犯なんだということです。
- 2番目はですねせっかく作る条例だからまた国のも認めてるんだから、いい意味での上乗せ横出しができればいいなど。既にこれは多くの他の条例もそうしているわけですね。さすが宮城県だなというような、上乗せ横出しができればいいな

と。

- 3つ目はですね合理的な配慮をというのがまだやっぱり新しい考え方なので、それを先ほど稲妻委員もおっしゃってましたけど、やはり多くの人に理解してもらうためには、やはりきちっとしたガイドラインを作る、それに対して障害者団体も色々こう意見を言うというようなことが必要だろうと。
- 4つ目はですね、よく建設的な対話ということが出てきますけれども、それは重要なので、それを踏まえた相談体制という、本当にちゃんとした相談体制なんですかと、いうことを確立してもらいたい。
- そして最後に5番目ですけど、紛争解決を実行あるものにしていただきたい。この5点がですね、私がずっとこう、ここまで関わってきて大きなポイントだろうと思います。
- 幾つかちょっと具体的なことを話しますけども、まず2ページです。定義の部分ですが、この定義にはぜひ、障害を理由とする差別とは何かということをはっきり書いてもらいたいと思います。法律では、不当な差別的取り扱いと社会的障壁の除去の実施に向けて合理的な配慮をしないこと、この二つに規定してるんですね。それをはっきり言わないと、いきなり⑤の合理的配慮って言われてもね、なぜここに急に出てくるのと、だから不当な差別的取り扱いと合理的配慮をしないことが、差別なんだということをはっきりここで定義をしていただきたいと思います。多くの条例はそうしてると思うんですね。それが1点です。
- で、今度3ページです。5番目、県民及び事業者の責務ということで、ここに明確にこう書いてくださったんですけど、もしここに県民及び事業者の責務と書くのであれば、次のページ4ページのですね、いわゆる差別の禁止に関して、一番上の○は県はですけど、そしてその次は事業者はですけど、県民はと書いてある。なぜここで、県民及び事業者というのをですね、3ページのように一括りにしないでのいるのかなと。この3つ目の○は私不要だろうと思うんです。県民も、先ほど事業者も法的義務ですけど、県民も同じように何人もそうしないといかんとするわけですから、3つ目の○はいらないんじゃないかなと。ここがかなりこう、この大綱のキーポイントになるんじゃないかなというふうに思ってます。
- 同じ4ページで、先ほど佐藤委員からも出てましたが、申立てができない、除外する中にですね、実は国が最初にこの法律を作った時の地方公共団体向けのQ&Aというのがあってありますよ。これ今日持ってきてるんですけど、ここのQ&Aの9番目にですね、法の対象範囲として、本法は事業者でない一般私人の行為や、個人の思想や言論も対象としていますかというのに対して、いやそれは対象としていない、と言っているんです。
- しかし一方で、この差別解消法が制定された時にですね、紛争解決機関はあえて

設けないと、これは当時の自公民の三党合意だったんです。じゃあどこで紛争解決するんですかっていうと、既存機関を活用してくださいと。その既存機関は何ですかって言ったら、法務局の人権相談です。ちょっと来る前に昨年度の法務局の人権侵犯相談を見てきました。ほとんどですね、正確に言うと71%が私人間の相談です。他の行政もね、個人からの相談は受け付けません、と除外してるところは結構あるんですよ。だから宮城県はどうするのと、いうことはやはり非常に重要に思っています。ぜひ、今日詳しく述べられませんが、法務省の人権侵犯事案みたいなもので統計が出てます。当然障害者の差別についても受け付けてます。ということは私人間の相談も受け付けてるってということなんですね。受け付けた限りにおいては、それをどういうふう処理するんですかというものも、いくつか載せています、援助とか、一番多いのは援助する、2番目に多いのは事実不明ですかね、要請とか打ち切りとか色々ありますけども。結局どんな相談でも受けますよということなんですね、法務局は。しかしこちらの障害差別の相談は私人間を駄目ですよというのかどうか。この条文上、大綱ではちょっとそこが不明確なので、ちょっとそこをね、もし教えていただければというふうに思います。

- やはり、具体的な相談体制がどうなるのかということがやはり皆さんは非常に興味を持ってるんですね。

電話した時にそれは私人間でしょ、駄目ですよ、とはねつけるのか、まず一応聞いて、援助したりするのかどうかということが、だから国は最初Q&Aでばちっとね、これは法によって規制することは不相当と考えられると、言いました。

この最初の平成25年のQ&Aで駄目だって言われることが、結構他の条例では上乘せ横出しして皆さん頑張ってますね、ここまでしましょうと、それはやはり、障害を理由とする差別は重大な人権侵害なのだと、ということが基本にあるだろうというふうに思います。

(阿部会長)

- まず基本的な視点っていうんでしょうか。そういうものについて5点、ご発言をいただきました。これは森委員もおっしゃられていたように、この後の団体ヒアリング等でということで、本日のこの資料2に関わることとして、私がお聞きしている限りにおいて、理解している限りにおいて、3点具体的にあつたかと思ってます。
- まずは2ページの定義のところ、不当な差別的取り扱い、このことについての定義をやはり明記させるべきではないか、というお話をいただいたというふうに思っております。
- それから4ページ目ですが、7の続きとして、県は、事業者は、県民はと、三者の主体がここで記載されているけれども、同じく3ページの項では、県民及び事業者の責務ということで一括して併置されているので、この4ページの7に関わることを、三つの主体に分ける意味がわからない。かえって弱まるではないか、と

いうご意見の理由だったと思います。

- それから3点目が、6ページの辺りに関わってくるのかなと思いましたが、私人対私人の紛争というか、申立てに対して、調整委員会等で受けるのかどうかその辺の想定どうなんでしょうかというご質問だったと思います。
- 事務局の方で今のところで答えられることあったらよろしくお願いします。

(事務局・大森課長)

- はい、3点ございました。ちょっと順番を変えてご説明をさせていただきたいと思います。
- 3ページから4ページ目にかけての、障害を理由とする差別の禁止に関して、最後の県民に関する規定、これが不要なのではないかというようにお話があったかと思います。合理的配慮に関してはその前に定義をさせていただいているところでございますが、この合理的配慮というものをを行う主体としては、あくまでも、事務または事業を行う主体という整理にしておりまして、したがって、行政、もしくは事業者というところでございます。本来的にこの合理的配慮に関して、県民、一個人が出てくる場面ではないということ、であったんですが、ただ実際そういった場面に、県民の方はいずれも遭遇することがあるだろうと。その合理的配慮をする県であったり事業者が、そばにいる県民に対して協力を求めた場合には、それに応ずるよう県民には努めていただきたいという規定をあえて追加して規定させていただいたというのが趣旨でございます。
- 続いて、助言あっせん申立ての関係で、私人間の紛争、これが対象になるということでございます。まず先ほど指摘あった相談に関する部分、ここに関しては、特に事業者との紛争とか、そういったことで限定していることがございませんので、この相談に関しては、私人間の話も含めて相談の対象になるのかなというふうに整理しております。ただし、10の、相談で解決しない場合の県に対する助言またあっせん申立てに関しましては、この中の○の1つ目の2行目でございますとおり、事業者による7の第1項または第3項に係る事案について、ということ限定をさせていただいておりますので、この県の助言だったり、調整委員会があっせんという手続きの対象につきましては、あくまでも事業者による不当な差別的取り扱いと合理的配慮の欠如と申しますか、そういった部分が対象になるものということで整理をさせていただいているところでございます。
- もう一個、最後のですね、障害者の差別に関する定義規定なんですけど、これ法律上の部分の話で、国が出しているものなんですけど、法律で差別の定義を設けると、かえってその定義が狭く定義されてしまって、本来差別ではないかといった部分がある、その定義から漏れてしまうことがあるんじゃないか、そういった解釈の違いによる混乱なども想定されると、いうことでございます。我々としてはそういった考え方を踏まえて、この条例の中で、障害者差別、不当な差別的取り扱いについての

定義というところは設けていないというところでございます。

(阿部会長)

- おそらく、森委員のご発言の趣旨と多少、多もあるし少もあるんですけど、すいません、時間がかかり、相馬委員も手を挙げられていますので、改めて事業団体のヒアリング等もあるということも含めまして、事務局の方と意見の詰めをしていただければと思います、ということで今申し上げようとしていました。はい、じゃあよろしいでしょうか、そのように考えさせていただきます。

(森(正)委員)

- 大事なポイントなんでね。

(阿部会長)

- ではどうぞ、できるだけ簡潔にご発言お願いいたします。

(森(正)委員)

- 県民も合理的配慮をしなければならないと規定しても、何にも私は問題ないと思います。というのは合理的配慮は、これは課長さんにもちょっとメールで伝えたんですけど7つの要素があるんですよ。だから、かなり条件ではないんですけど7つもあるので、やっぱりこれは本当に建設的な対応して本当にそれは合理的配慮を啓発していかないといけないので、あえて、県民及び事業者は合理的配慮しなければならないというか、先ほどの定義ですけど、障害を理由とする差別の定義は確か法律にはないんですけど、基本法にあるんじゃないかな。それをそのまま書けばいいわけじゃないですかと言いたいですけど。

(事務局・大森課長)

- 障害者基本法だと、障害者と社会的障壁に関しての定義がございますが、定義上はその2つになっております。先ほどの合理的配慮に関しては、あくまでも誰が主体になるかっていうところの部分ですので、また森会長としっかりお話をさせていただければと思っております。

(阿部会長)

- それでは相馬委員、お待たせして申し訳ございません。よろしく申し上げます。

(相馬委員)

- 私のは意見というか、お願いなんですけれども、ここに至るまで、当事者と検討委員会等を開催していただいて、その中で建設な意見であつたりとか、それから、皆さんの思いとかを語られてきたと、私は何回か拝聴して思っているんですね。ぜひ、ヒアリングをやっていく過程というのを大切にしていきたいなっていうお願いなんです。
- 先ほど50団体ぐらい予定しています、というふうなお話だったんですけど、せめてその中に検討委員会に参加された皆さんがいらっしゃるので、その方達が入

っている、或いはその方達を含めた、このヒアリングをお願いしたいなということを希望いたします。発達障害から推薦いたしました、委員の方も建設的な意見を述べられておられたので、ぜひ、この大綱を聞いていただきたいというふうなお願いです。

(阿部会長)

- 要望はヒアリングの団体の中に、検討委員会に委員として参加された方を含めて欲しいと。趣旨としてはフィードバックをする意味があるから、というふうなことからして理解させていただきましたが、事務局の方、そのような想定かどうか、或いは、想定かどうか別にして、そういう意見提案に関して対応をどう考えるか、ご発言願えればと思います。

(事務局・大森課長)

- 団体ヒアリングにつきましては、検討会でご意見をいただいた委員の皆様が加盟する団体の方にお声がけをさせていただいて、あとは日程調整の関係で、ご本人が来られるかどうかと、いうところまではちょっとお約束できないんですが、しっかり団体の方にはお声掛けさせていただきたいというふうに考えております。

(阿部会長)

- はい、ありがとうございます。まだご質問とかご意見おありの方いらっしゃると思うんですけども、先ほど申し上げましたように、予定の時間をかなりオーバーしてしまっているものですから、先に議事を進めさせていただきたいと思います。
- なお、ご意見とかご質問、まだあるという方については、事務局の方で何らかの形で受け取っていただきたいと思います。
- また今、森委員に対しては、ご相談させていただきたいという課長のご発言もありましたから、そのようにさせていただきたいと思います。
- それで、例えば、例で挙げますと、佐藤委員からの冒頭ありました4点のご提案等も、事務局の方でも引き取って、少し検討させていただきたいという、例えばということで、その他の皆さんからのご質問や、ご意見の中にもそのようなものがありました。

そういう点がいくつか残っているというふうに私も認識し、理解しておりますので、本日のこの示されました、条例（仮称）に関する大綱の本推進協議会での扱いなんですが、大筋において、御了承いただいたと。

- まだ、今日、この推進協議会の中で具体的個別にご発言があり、それについて、事務局としても引き取って検討をさせていただきたいというやりとり、議事録に残っておりますので、その辺のところも含めまして本日のところ、条例（仮称）に関する大綱の案と示されたものについて、大筋でお認めいただいたということにさせていただきたいと思うのですがよろしいでしょうか。で、私はこのように申し

上げておりますが、おそらく、これを大筋で認めていただいたということを踏まえて、次のヒアリング等の作業に入っていくという必要があるからだろうと思いますので、大筋でお認めをいただけるかどうか、お諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(森（正）委員)

- 一つ。前回の協議会が3月なんですね。未だに前回の議事要旨がこれ出てないわけです。4ヶ月も経ってますね。我々の法人はもう2週間ぐらいで出さないといけないという決まりがあるのであれですけど、仮にヒアリングしてもね、他の団体はどんなふうにしてるのかというのは、早め早めに出してもらうことによって、先ほど相馬委員も言ったフィードバックができるんじゃないかなと。
やっぱり周りとの、調整というか、見ながら、我々もやってるので、そこはもうちょっとねスピードアップしていただかないと、議事要旨作るは大変だと思いますけども、2週間なら2週間、ヒアリングもきちっと、出すとか、もう本当に、要旨なのでね、それを我々も自由に見れるということにしないとかなかなか積み重ねが出来ないんじゃないかと思っております。以上です。

(阿部会長)

- 本日の大綱の案として示された案件とはまたちょっと別なんですけど、議事要旨についての扱いなんですけど、いかがでしょうか事務局の方は。

(事務局・大森課長)

- 森会長からご指摘いただいた件でございます。3月に開催したものについての議事要旨案という形で、今回の開催通知と合わせてご案内申し上げているところでございます。そういった意味では、大分時間がかかった後にお示しさせていただいているという点については、大変申し訳ないというふうに考えております。
できるだけ速やかにですね、今後も議事要旨を出せるように、我々も努めて参りたいというふうに考えております。以上でございます。

(阿部会長)

- もう1点、おそらくヒアリングがされると、そのヒアリングの結果を、次回の当推進協議会に整理してお出しただけのものとは私は思っていましたが、もう少し早め早めで中間の情報として、他の団体がどのような意見述べているのかを知りたいという今意向趣旨も示されましたので、そういうような対応についても、可能な限りご対応いただきたいと思っております。要望としてお伝えしておきます。
- それでは、了解をいただいたということにさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。※異議なし。
- ありがとうございます。
- それでは続きまして、本日もう一つ、議事議案が用意されております。2つ目の議事議案の方に移らせていただきます。議事「(2) 手話言語条例（仮称）に関する

る大綱」について、この案件について事務局に説明をお願いいたします。

(2)「手話言語条例（仮称）に関する大綱について」

①事務局説明

(事務局・大森課長)

- それでは、議事の(2)「手話言語条例（仮称）に関する大綱」について、御説明させていただきます。
- この条例につきましては、今年3月に開催いたしました、協議会の場で、制定方針（案）と骨子（案）について御審議いただいたところです。
- 今回、その骨子（案）を踏まえ、条例の素案を「大綱」としてまとめましたので、その内容について、御説明させていただきます。
- それでは、お手元の資料3「手話言語条例に関する大綱」をご覧ください。
- まず、手話言語条例につきましても、前文を設けております。
- 前文ですが、第1段落と第2段落にろう文化やこれまでの歴史、第3段落で国の動きや手話の普及状況等に言及し、第4段落で条例制定の趣旨を述べる、という構成にしております。
- 続いて、第一章の総則 から本文となりますが、まず、「1 目的」として、『言語としての手話及びろう者に対する理解の促進』と『手話の普及』を図り、ろう者が手話を使用して暮らしやすい地域社会の実現を目指す」ことを規定しております。
- 次に、「2 定義」ですが、1枚おめくりいただき、①ろう者、②手話の普及等、③手話通訳者等の3つについて定義しております。
- この中で、「ろう者」について、条例大綱では、「聴覚障害者のうち、手話を使い日常生活をおくる者」をいう、と対象を限定して規定しております。
- 次に、「3 基本理念」ですが、①手話は独自の体系を有する言語であり、文化的所産であること、②手話が、意思疎通を図る手段として必要な言語であること、③手話による意思疎通の権利尊重を規定しております。
- 次に、「4 県の責務」として、関連する必要な施策を策定・実施することや、関係機関、ろう者の団体との協力・連携を規定し、
- 「5 県民の責務」としては、手話及びろう者の理解を深めるよう努めることを規定しております。
- 次に、「6 ろう者及びろう者の団体の役割」として、ろう者は県民理解の促進や手話の普及に努めること、
- ろう者の団体は、自主的に手話の普及及び必要な啓発に努めることを規定しております。
- 次に、「7 手話通訳者等の役割」として、1枚おめくりいただき、手話に関する技術の向上、県民理解の促進や手話の普及に努めることを規定しております。

- 「8 事業者の責務」については、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めることとしております。
- 次に、「第二章 言語としての手話の普及等」として、言語としての手話の普及のため、「9 手話を学ぶ機会の確保」、「10 手話通訳者の養成等」、「11 学校における手話の普及」、「12 手話に関する調査研究」について、施策を展開することを規定しております。
- また、1枚おめくりいただき、13で財政上の措置を規定しております。
- そして、条例の附則として、施行期日は令和3年4月1日としております。
- なお、スケジュールにつきましては、先ほど、御説明したとおりです。
- この件については、以上です。

②質疑応答

(阿部会長)

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、この条例に、ろう文化や手話の普及状況、制定の趣旨を述べる前文を設けたとのことでした。
- 条例の基本理念には、手話は言語であり、文化的所産であることや、手話による意思疎通の権利尊重等を規定するとのことでした。
- ただいまの事務局の説明に対して御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。
- はい、川村委員お願いいたします。

(川村委員)

- 川村でございます。
- 2ページの4ですね、県の責務というところと、5の県民の責務というところがありますけれども、私は全然勉強不足で存じ上げなかったんですけれども、ろう教育のなんて言うんでしょう歴史というか、文化というかそういうのは全く知らなくて、昨年でしたかね、県の方とお話したときに初めてそういう教育とか文化があったということがわかりました。県の責務、県民の責務というところでも、普及啓発の意味も含めて、そういった歴史的な背景とかを、県も県民も知る必要があるのではないかなと思って、ぜひそこを取り入れて欲しいなと思いました。
- 以上でございます。

(阿部会長)

- ある意味では、積極的に評価されたご発言だと思いますが、さらに、より具体的に今後はろう教育等を中心として、手話は言語であるし、文化的所産なんだっていうことを、先ほどこの資料の3ページ以降でしょうか、普及等というところのご説明ありました。この中で、具体的に積極的に取り組んでもらいたいという、そういうご意見として聞かせていただければよろしいでしょうか。

- 事務局の方向かあれば、お願いいたします。

(事務局・大森課長)

- ご意見ありがとうございました。
- 歴史的な背景ですとか、そういったところをこの前文の中に表現させていただいて、条例をお読みいただくことですね、県民の皆様の理解を深めていただくということが非常に大事なというふうに考えております。
- 会長からもお話あったとおり、やはりその、3ページにございます各種施策というところですね、様々な手話の普及というような表現では書いておりますが、やはり、全般的な普及啓発、県民に対する普及啓発というところを、我々の施策の中でもしっかり取り組んでいければなというふうに考えているところでございます。

(阿部会長)

- 意見をしっかり受けとめていきますということでした。
- 他にございませんでしょうか。はい、下山委員お願いいたします。

(下山委員)

- 下山と申します。
- 3ページの学校における手話の普及ってということで、今、私普通の小学校の3・4年生ですかね、車椅子とか、白杖のボランティアで入ってるんですね、普及しましょうということ。車椅子の方を見たら、声掛けして手助けしてとか、白杖を持った方とかの接し方なんかも入っているんですけども、これに、手話も入れていただきたいなっていうことなんですよ。
- 学校の方に、先生にもお願いしたんですけどもね。やっぱり、小学校の低学年ってすごい飲み込みが早いんですね。だから幾らかでも、小さい時手話に慣れ親しんでいると、色々学習発表会で、手話の音楽だったり、歌を歌ったりそういうことができるようになってとてもいいのかなと。支援学校ではやっているんですね、手話での発表会みたいなことをやってますので、普通の学校でも、そういう手話をやっぱり、手話は何だかわからないのでね、まだ子ども達が。こういう場面で、子ども達が、触れ合うことができればとってもいいことかなと思います。以上です。

(阿部会長)

- 初等教育ですね、初等教育の場面で、いわゆるキャップハンディ体験のような中に手話に関わるものも、宮城県はこれから積極的に位置付けておく必要があるんじゃないかという、これも積極的なご提案でしたが、事務局の方向かあればよろしくお願いします。

(事務局・大森課長)

- はい、ご意見ありがとうございます。
- 11番で学校における手話の普及ということを掲げさせていただいているところでございます。実際のところ、教育委員会サイド、市町村だったり、県の教育委

員会としっかり、協議、調整しながらですね、そういった取り組みが、どのようにしたら進められるか、そういったところを色々相談させていただくところからしっかり始めていきたいなというふうに考えております。

(阿部会長)

- はい、跡部委員，よろしくお願いします。

(跡部委員)

- はい，拓桃支援学校の跡部でございます。
- 今のハンディキャップの件ですけれども，小中学校，市町村立に勤めておりました時には，福祉の授業の中で，中学生でしたけれども，きちっと時数が決められておまして，それを進めております。中学生の授業に実際に，ろうあ者の方々に来ていただいたり，市町村立の福祉協議会の方々に来ていただいたりして，回数重ねられてきちんと学習のほうしております。
- 小学校に関しましても，その時数が総合的な学習の時間等に入っておりましたり，後は教科書の中はかなり昔よりは，手話に関することとかに関して，単元の題材としても，教科書の中に色々組み込まれているという状況にはあります。
- 学校の格差は，かなり取り入れているところと，規定されている最低限でやっているところと，ちょっと格差があるかと思えます。
- 学習としては，学校における取り組みとしては，やっていたところであります。

(阿部会長)

- 現状においても，全くやっていない，取り組んでいないというわけではなくて，取り組んではいますという報告があったと思えます。
- しかし，学校間の格差も，取り組みの姿勢もあるでしょう，ということ。
- それから，下山委員の趣旨は，おそらく，この手話に関する大綱，手話言語条例（仮称）に関する大綱も制定される折だから，宮城県として，なおいっそう，教育の分野から積み上げていく必要があるんじゃないか，という積極的なご意見だったと思えます。
- 先ほど課長がお答えいただいたように対応していただければと思います。
- 時間過ぎているところで，私からも，本当に簡単なところ一つだけです。3ページ，8の事業者の責務で，今度は義務規定ではなくて，努力規定なんです，ろう者が利用しやすいサービスを提供するように，という時，稲妻委員が先ほど具体的に例示して教えていただかないと，事業者としても積極的な対応が難しいということをおられたの覚えてましたので，この辺のところも何か，具体的にこういうサービスなんだということがわかりやすいように，事業者の方にお伝えいただくようにしていただいた方がよろしいかなと思いましたので，質問ということではなくてこういう要望ということでお聞きください。稲妻委員が領いてくださったので，多分そうでしょう，私事業者ではないですけども。ではよろしく願いいた

します。

- 少し私の進行がよろしくなくて時間が押してしまっていますので、この案件につきましても、まだまだご意見とかあろうかと思っておりますので、また事務局の方へお伝えをいただければというふうに思っています。
- それからまたヒアリングを行う際に、手話言語条例に関するお立場から懇話会に、委員としてご参加いただいた団体にもぜひ、団体でヒアリングということで、よろしくご対応いただきたいと思います。
- そのようなことを踏まえまして、この2つ目の手話言語条例（仮称）に関する大綱については、本協議会として、本日お示しいただいた案を了承するということがよろしいでしょうか。※異議なし。
- はい、ありがとうございました。
- それでは、「報告事項」に移ります。
- 報告事項（1）の「宮城県障害福祉計画の進捗状況」と報告事項（2）の『「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正について」事務局から一括して説明をお願いします。

（3）報告事項

（1）宮城県障害福祉計画の進捗状況について

①事務局説明

（事務局・大森課長）

- 報告事項の（1）「宮城県障害福祉計画の進捗状況について」、資料4及び資料5に基づき、御説明させていただきます。
- 第5期宮城県障害福祉計画は、平成30年度から令和2年度までの3か年を計画期間としており、今回は、令和元年度末時点の進捗状況について御報告いたします。
- 資料4を御覧ください。この概要版は、成果目標の達成状況の一覧と、平成30年度及び令和元年度3月における障害福祉サービス等の利用者数の実績を記載しております。
- はじめに、「1 成果目標の達成状況」について御説明させていただきます。福祉施設の入所者の地域生活への移行については、地域生活移行者数が56人となっております。
- 次に、入院中の精神障害者の地域生活への移行について、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場は、各保健福祉事務所、県において設置が完了しております。一方、市町村においては3市町にとどまっておりますが、令和2年度中に21市町村が設置を予定しております。
- 次に、入院後3か月、6か月、1年時点の退院率については、厚生労働省の全国調査である精神保健福祉資料が平成30年度以降、公表されていないことから、実

績は未公表とさせていただきます。長期在院者数については、2,735人と、目標を達成している状況です。

- 次に、地域生活支援拠点等の整備については、3圏域で整備済みとなっており、引き続き推進してまいります。
- 次に、福祉施設から一般就労への移行等の実績については、概ね計画どおり進捗しております。
- なお、この件に関し、今年3月の協議会で御質問をいただきました就労定着率について補足いたします。県では、令和元年度、県内の就労移行支援事業所を対象にした調査を実施しました。その結果として、一般就労1年目の定着率は65.2%、2年目は48.5%、3年目は40.9%となっております。
- 次に、障害児に対するサービス等の提供体制の確保については、児童発達支援センターは5圏域で設置済み、保育所等訪問支援事業所は24市町村で利用可能、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は4圏域で設置済み、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は5圏域で設置済みとなっております。
- なお、この件に関し、今年3月の協議会において、仙南圏域の状況について御質問をいただきました。仙南圏域の市町では、これらの項目について設置されている状況にはございませんが、児童発達支援事業は2事業所、放課後等デイサービスは8事業所設置されております。なお、児童発達支援センターの設置については、話し合いが進められているようです。
- 次に、医療的ケア児支援の協議の場については、平成30年度末までに設置することとしておりますが、各保健福祉事務所及び各市町村で目標値に達しておりません。しかしながら、令和元年度末時点では、2圏域、19市町村で設置済みとなっており、徐々に設置が進んでおります。引き続き、目標達成に向けて取り組んでまいります。
- つづいて、「2 各年度3月における障害福祉サービス等利用状況」について御説明させていただきます。ピンクの棒グラフが平成31年3月で、青のグラフが令和2年3月となっております。
- 最も利用者が多いのは就労継続支援B型の5,133人であり、計画で見込んでいるとおり、ほとんどのサービスにおいて前年度より利用者数が増加している状況です。
- なお、今年3月の協議会で御意見をいただきました訪問系サービスの内訳、具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援については、資料5のスライドの19ページに記載いたしました。
- 当該計画については、必要に応じて、計画の変更等の措置を講じることとされておりますが、各目標について概ね順調に推移しているものと考えており、引き続き

本計画に基づき、各事業等に取り組んでまいりたいと考えております。

○ この件については、以上です。

(2)「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正について

○ 引き続き、報告事項の(2)「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正について、資料6及び資料7に基づき、御説明させていただきます。

○ 基本指針は、県及び市町村が障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定するに当たって、即すべき事項を厚生労働省が作成したもので、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めております。

○ 県及び市町村は、今年度、この基本指針に則して「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」を策定することになり、計画の期間は、全国一律で令和3年度から令和5年度までの3年間となっております。

○ 基本指針改正の主なポイントについて御説明いたします。はじめに、基本理念についてですが、「地域における生活の維持及び継続の推進」、「地域共生社会」の実現に向けた取組、「障害福祉人材の確保」、「障害者の社会参加を支える取組」について新たに記載する必要があります。

○ 次に、成果目標については、下の表を御覧ください。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障害児支援の提供体制の整備等」については、目標内容の見直しが行われました。「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質の向上」については、新規の項目になります。

○ これを受けて県計画を策定することになりますが、「2 県計画で定める内容」にあるとおり、成果目標は「定めなければならない」事項とされており、市町村計画や、サービスの見込量等、他の策定項目への影響が大きいため、本日、御報告させていただきました。

○ また、「3 策定の進め方」ですが、先月、市町村担当者会議を開催し、現在、市町村において各項目のニーズ把握を行い、市町村計画の目標設定等の作業を行っているところです。

○ 8月下旬に市町村計画の報告を受け、次回の協議会で県計画の成果目標設定の考え方について、御審議いただくこととしております。

○ 計3回の協議会での審議を経て、策定作業を進めてまいりたいと考えております。

○ この件については、以上です。

②質疑応答

(阿部会長)

- ありがとうございます。
- 事務局からの説明では、計画の進捗状況は概ね順調であることから、見直しは行わず今年度も本計画の事業等を進めていくとのことでした。
- 国の基本指針については、基本理念に係る事項の見直しと成果目標に係る事項の見直しが行われたとのことでした。
- 県計画で定める内容については、国の基本指針を踏まえたものを、この協議会の場で、次回以降審議していくとのことでした。
- ただいまの報告に対して御質問・御意見などがありましたらお願いいたします。
- はい、跡部委員よろしくようお願いいたします。

(跡部委員)

- 資料6のところ、障害児支援の提供体制の設備等のところの、一部新と書いてあるところの、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の、この「等」に含まれるのはどういったものが、そこは医療的ケア児支援の協議の場というふうには書いてあるんですけど、下の部分には医療的ケア児等と、この「等」というのは、他にどういったものが含まれるかちょっとお尋ねしたいと思います。

(阿部会長)

- 事務局よろしくようお願いいたします。
- A3資料6の左側の下から、3行目4行目のところに出てくる用語ですよ。片方は等が無くて、片方は等入っているんだけど、等は何を含んでいるんですかということですか。

(事務局・松野室長)

- はい。精神保健推進室の松野と申します。私の方からご説明したいと思います。
- ここの医療的ケア児等に関しましては、医療的ケア児と者を含めているということで、等という表記になっております。
- 国の医療的ケア児のコーディネーターの養成の中で、児と者を含むという規定になっているというところで、児「等」に関するコーディネーターの配置という表記となっております。

(阿部会長)

- そうですよ、障害児支援の提供体制整備等の中で、医療的ケア児となっているのに、なんで者が入るのか、と思われて戸惑われたんですが、国の指針の中にそのように記載されているということですので、それ以上はちょっとわかりませんというところだろうと思います。
- 他に何かございますでしょうか。
- はい、森委員お願いいたします。

(森(正)委員)

- 前回で、訪問系の5つについて記載していただきありがとうございます。
- もう一つ、こういう統計を見てわからなくなるのはですね、7つの圏域に分かれているんですが、仙台圏域が圧倒的にいつも数字が多いんですね。ところがこれ、仙台市も入っているんですよ。入っているのはわかるんですが、周辺の町はどうなってるの、ってのはこれでは見えない。事務局はわかるんでしょうけど、我々が見えないのが1点。
- もう1つはですね、先ほどの跡部委員にも関係するんですが、医療的ケア児というのは非常に今注目されているんですが、例えば資料4で、障害福祉サービスのメニューはわかります。しかし、県内に、医療的ケア児が何人ぐらいいるのかなというデータは、ちょっと多分ここには載ってないんですよ。百人なのか、千人なのか五百になるのかっていう。それぞれが色んなサービスを使っているのは確認できますが、いわゆる、身体障害者手帳持ってる人とか、療育手帳持ってる人とか、という手帳所持者はわかるんですが、医療的ケア児って、宮城県で何人いるの、というのがちょっとわからないと全然イメージが掴めないじゃないかなと。
- そんなふうになんかちょっと感じまして、その仙台圏で、仙台市以外の周りの人たちのサービス状況がどうなのか全く見えない。まあ仙台圏圧倒的に数字が多いですからね。2点を申し上げます。

(阿部会長)

- 今2つの数字、数量、1件目は状況と言っていいでしょうか、でも、数的なデータでご説明いただいた方がよろしいと思うんですが、いかがでしょうか。仙台圏の中で、仙台市以外の、市でしょうかね、状況とか、それから医療的ケア児の実際の県内の把握されている人数、あったら教えたいということですよ。

(事務局・大森課長)

- やはり仙台市内における障害福祉サービス事業所だったり、利用者数というのはかなり大きい部分で、非常にざっくり言うと、やはり、仙台市と、それ以外の宮城県内ってというのが、大体同じぐらいのボリューム感になるというのが実態です。細かいこと言えば色々あるので、実際この数字に関しましては、市町村からご報告いただいたものを集計しているところでございますので、もしその仙台圏域の仙台市とそれ以外の仙台圏域の数字を、ということであれば、次回何か情報提供ということとは可能かというふうに考えております。

(事務局・松野室長)

- 医療的ケア児の統計の数値ということなんですけれども、本日は推計値の方、持ってきておりませんでしたので、後日回答させていただきたいと思います。
- 医療的ケアにつきましては、喀痰吸引や気管切開、経管栄養、人工呼吸器等、幅

広くて、なかなか市町村においても、全数の把握が難しい状況となっているようです。こちらで把握している推計値については、後でお知らせさせていただきたいと思います。

(阿部会長)

- 把握は難しいらしいけど、推計値があるのでってということなんですかね。

(森(正)委員)

- 我々の団体に問い合わせがあるのがですね、各市町村のどこに住んでいる者だって、こう市町村別ですよ。仙台圏域の富谷市としましょう。富谷市に住んでいる者ですが、こういうサービスはありますか、みたいな。そうするとこれ見ても、やはりちょっと、わからないというか。あとは医療的ケア児、我々の団体も若干4月から関わるようになったんですけど、どれぐらいいらしやるのかなあと。親のグループはどれぐらいのかなっていうのはわからないので、こういうまとめ方しかできないのか。概要ですからね、概要っていうかまとめ方しかできないのかなと思うんですけども。

(事務局・大森課長)

- こちらのデータについては先ほど申し上げたように、市町村の積み上げなので、もし必要であれば、そこはお示し可能でございますので、この協議会でもある程度情報提供できますし、個別に会長にもお出しできる部分があると思いますので、対応させていただきたいと思います。

(阿部会長)

- また医療的ケア児のほうも、推計ということですが、それからまた今、森委員の再度のご発言の中で、当事者団体、親の会等のご発言もあったので、もし把握されている限りがあれば、それも併せてお教えいただければ助かります。後日で結構です。

(事務局・松野室長)

- はい、わかりました。

(阿部会長)

- 他にございませんでしょうか。※なし。
- それではただいまの報告事項は、今年度この後、委員の皆様方にも、色々ご審議を更にお聞きいただかなければならないこととなりますので、よろしくお願いを申し上げます。
- それでは、これで議事及び報告事項の一切を終了させていただきます。
- 円滑な議事進行に本当にご協力をいただきまして、予定されていた時間内に何とか終わることができそうです。そういう意味でも本当にありがとうございました。
- 進行を事務局にお返しいたします。

(5) 閉会

(事務局・八鍬副参事)

- 阿部会長，議事進行ありがとうございました。
- 次第「4 その他」に移ります。皆様から何か御案内，御連絡等ございませんでしょうか。※なし。
- それでは，以上をもちまして，令和2年度第1回宮城県障害者施策推進協議会を終了させていただきます。
- 本日は長時間の御審議，誠にありがとうございました。